

小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件の一部を改正する告示 新旧対照条文(傍線部分は改正部分)
 ○小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件(平成二十四年経済産業省告示第百号)

改正

第一条〜第三条 (略)

第四条 電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所は、第一号から第六号までに掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるもの又は第一号から第五号まで及び第七号に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。

一〜六 (略)

七 液化ガス用気化器により気化した熱媒体の蒸気の汽力をその原動力とするものであつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ (略)

ロ 熱媒体として一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一項第四号に規定する不活性ガス(同項第二号に規定する毒性ガスを除く。)を用い

現行

第一条〜第三条 (略)

第四条 電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所は、第一号から第六号までに掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるもの又は第一号から第五号まで及び第七号に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。

一〜六 (略)

七 液化ガス用気化器により気化した熱媒体の蒸気の汽力をその原動力とするものであつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ (略)

ロ 熱媒体として冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)第二条第一項第三号に規定する不活性ガスを

たものであること。

ハ (略)

第七条～第九条 (略)

ハ (略)

第七条～第九条 (略)